平成18年1月27日

各　位

会 社 名 株 式 会 社 フ ォ ト ニ ク ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 柄 澤 憲 彦
（コード 7708 大証ヘラクレス）
問 合 せ 先 取締役業務管理部長 吉 安 篤 志
ＴＥＬ ０３－３３６３－７７０８

新株予約権（ストックオプション）の発行に関するお知らせ

当社は、平成18年1月27日開催の取締役会において、商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を無償にて発行することにつき、下記の通り平成18年2月15日開催予定の臨時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社連結業績向上に対する意欲や士気を高めることおよび事業を拡大させるため優秀な人材の確保を目的とし、当社の取締役、監査役、従業員、および当社関連会社の取締役、監査役、従業員、並びに外部コンサルタントに対し、以下の2.に記載の発行要領に基づき新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の発行要領

⑴ 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役、監査役、従業員、および当社関連会社の取締役、監査役、従業員、並びに外部コンサルタント

⑵ 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式 4,400株を上限とする。

なお、新株予約権を発行する日（以下、「発行日」という。）後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し（1株未満の端数は切捨て）、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割･併合の比率

また、発行日後、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

⑶ 新株予約権の総数

4,400個を上限とする。（新株予約権1個当たりの目的となる株式数1株）

⑷ 各新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

⑸ 各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の発行日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に 1.05 を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）、または発行日の終値に1.05を乗じた金額（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、発行日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

① 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

② 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使および「商法等の一部を改正する法律」（平成 13 年法律第 128 号）の施行前の商法第 280 条ノ 19 の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

③ 当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

⑹ 新株予約権の行使可能期間

平成 20 年 2 月 17 日から平成 25 年 2 月 16 日まで

⑺ その他の新株予約権の行使の条件

① 各新株予約権の一部行使はできないこととする。

② その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。

⑻ 新株予約権の消却事由および消却の条件

① 当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。

② 当社が消滅会社となる合併が当社株主総会で承認されたときまたは当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が当社株主総会で承認されたときは、当社は未行使の新株予約権を無償にて消却することができる。

⑼ 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。

（注）上記内容は、平成18年2月15日開催予定の当社臨時株主総会において承認可決されることを条件といたします。

以 上